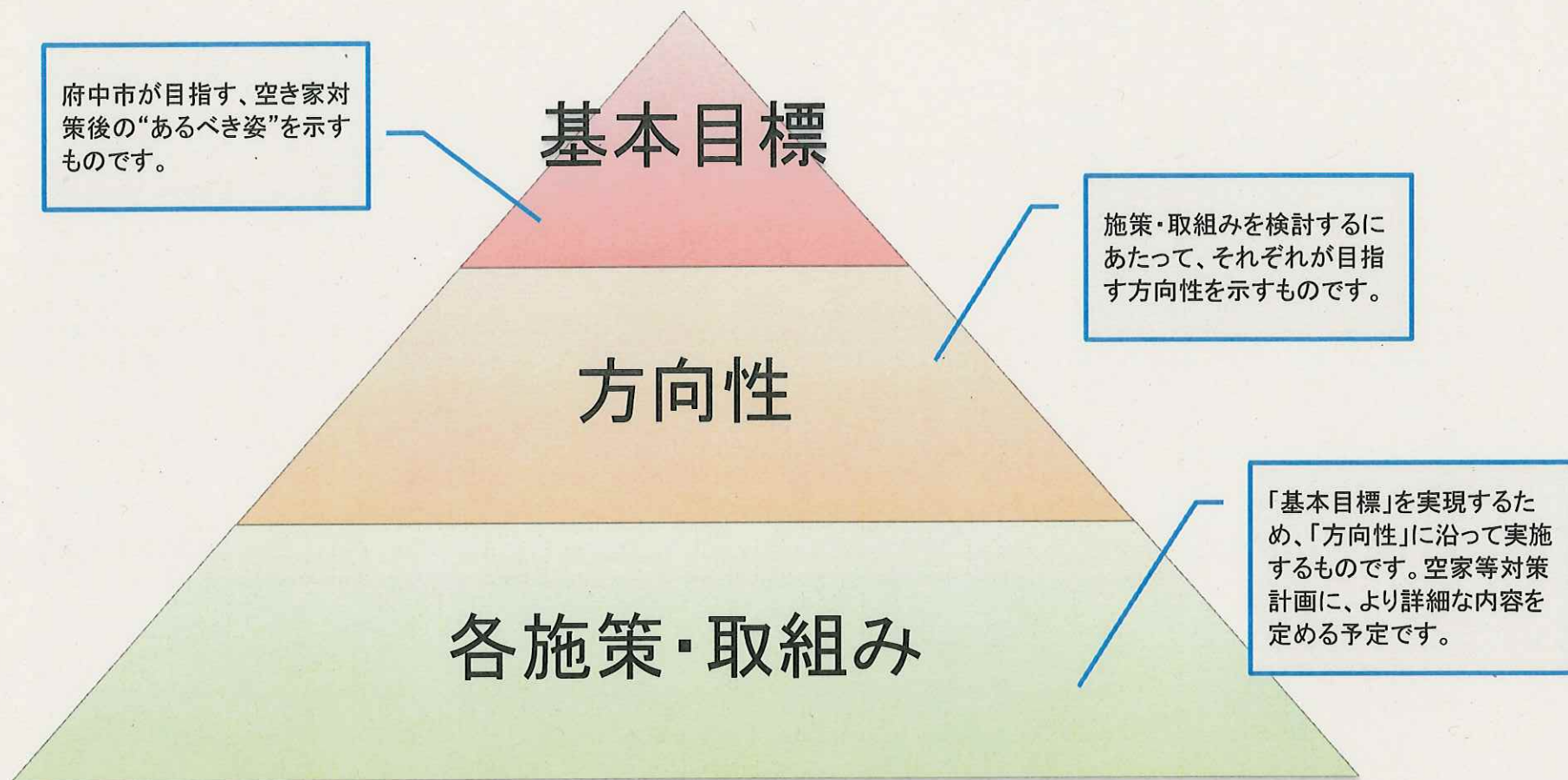


1 基本方針の構成



安心・安全な住環境

→【荒廃した空き家】を減らす。（「特定空家等」を発生させない）

所有者や管理者による適正管理

→「適正管理は所有者・管理者の責務」との前提に立ち、行政は公益上必要な取組みを適切に実施する。

→「助言・指導」及び「社会的な問題意識の高まり」により、所有者・管理者が責任をもって管理を行う機運を醸成する。

行政・地域・関係団体の連携（協働による問題解決）

→ 空き家の把握や適正管理指導等において、行政が地域や関係団体と連携し、協働で問題解決に取り組んでいく。

→ “市場流通”を空き家問題の有効な解決策と捉え、関係団体との連携を進める。（「その他の住宅」の割合を減らす）

3 方向性①(住居の状態に応じた対策)

住居の状態	市の取組み(案)	
居住中	1 空き家化予防 (所有者・管理者への啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ 相続に係る相談体制
空き家化	2 空き家の流通 (中古住宅としての市場流通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ 相談があった場合の利活用検討
	3 長期間の放置、荒廃化のおそれ (特措法に基づく措置の検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 関係機関と連携した防火、防犯対策 ・ 庁内で連携した所有者、管理者の把握 ・ 特措法の運用(空家等対策協議会の運営)
空 荒 解 廃 き 家 消 化 家 し の た	4 空き家荒廃化の再発防止 (所有者・管理者への啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ リスト化した情報をもとに定期的な適正管理指導

4 方向性②(用途に応じた対策)

※ 空き家数の内訳は「H25住宅・土地統計調査」より府中市分抜粋

